

事業所の皆さんへ ～建物の増改築や消防設備の改修等は消防に相談を～

建物の増改築や、新たにテナントが入店する場合は、
【消防用設備等の設置義務】が発生する可能性があるため、
消防用設備の改修等を含めて、一度、消防にご相談ください！



こんな場合は、
相談にお越し
ください！



- ◎棟と棟を渡り廊下で接続したい
- ◎防犯のため、窓に格子をとりつけたい
- ◎違う用途のテナントが入店したい
- ◎店舗前に庇を増築したい
- ◎内装工事をしたい

届出書類

- 1 防火対象物使用開始届・・・使用開始の**7日前**までに
 - 2 工事整備対象設備等着工届出書・・・工事を**する10日前**までに
 - 3 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書・・・設置完了後**4日以内**
- 【お問い合わせ先：善通寺市消防本部 予防課 TEL 0877-64-0193】

防火対象物は、面積、構造、階数、収容人員などの定義に基づき、消防用設備等の設置が義務付けられています。

建物を新築する場合、建築基準法上の届け出や審査および消防の同意が必要であり、その際、消防関係法令などに基づき必要な消防用設備等の設置の指示や消防検査を実施しています。

しかし、その後の増改築や違う用途のテナントの入店などで、新たに消防用設備等の設置義務が生じることがあります。

また、現在設置している消防用設備を改修したり、取り替えたりする場合も、消防に届け出が必要です。

建物の増改築や消防用設備等の改修などを実施する場合は、一度消防にお問い合わせください。

防火対象物の中には、特定防火対象物と非特定防火対象物があります。

特定防火対象物で使用するカーテンやじゅうたん等は**日本防災協会**が定める防災表示があるものの使用が義務付けられています。



善通寺市内における 特定防火対象物の具体例

- ◆集会場 ◆遊技場 ◆保育所等
- ◆カラオケボックス ◆飲食店
- ◆物品販売店舗・展示場
- ◆旅館・ホテル等 ◆病院・診療所